平成２７年（フ）第１４４１号
福岡市東区箱崎６丁目７番10―208号
破産者　酒匂　亮太
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３３号
福岡市博多区古門戸町３番９―505号
破産者　守谷　哲一
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０９号
青森市赤坂２丁目43―13、住民票上の住所青森市古川１丁目10番８号
破産者　安田　光孝
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
新潟市中央区愛宕２丁目７番地10
破産者　小熊百合子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５９号
静岡県藤枝市南駿河台１丁目７番２号
破産者　中島　俊和
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２８号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番61―106号
破産者　窪田　寛之
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１９７０号
神奈川県藤沢市本町３丁目11番20号　ディアスヨシカワ203
破産者　山森　則文
1　破産債権の届出期間　平成28年４月22日まで
2　一般調査期日　平成28年５月16日午前10時20分
平成28年３月23日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４２号
埼玉県蓮田市見沼町３番２号　ワッセナーミヌマＣ―202号
破産者　伊勢　公夫
1　破産債権の届出期間　平成28年４月25日まで
2　一般調査期日　平成28年５月24日午後２時30分
平成28年３月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１１号
大阪市都島区高倉町２丁目２番25号　ベルメゾン高倉　605号、前住所大阪市都島区毛馬町３丁目７番24号　インディペンデンスハイツ　403号
破産者　下地　芳美
1　破産債権の届出期間　平成28年４月25日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午後２時30分
平成28年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２号
愛媛県松山市山越１丁目12番１号
破産者　有限会社エー・アイプランニング
1　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
2　一般調査期日　平成28年６月16日午後１時40分
平成28年３月23日　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９３号
愛媛県松山市竹原４丁目５番17号
破産者　松下　武司
1　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
2　一般調査期日　平成28年６月16日午後３時
平成28年３月23日　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４３０号
兵庫県明石市大久保町西脇539クレモナ山手411号室、開始決定時神戸市西区大沢１丁目９番地の19
破産者　明石　護
1　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
2　一般調査期日　平成28年６月９日午後２時
平成28年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４号
広島県呉市阿賀北６丁目３番10―304号
破産者　飯田　学
1　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
2　一般調査期日　平成28年６月８日午前11時
平成28年３月23日　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１０２０号
大阪府豊中市長興寺南１丁目３―５―303号、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町２丁目５番３号
破産者　小野　昭紀
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後２時30分
平成28年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第５４号
大阪市住吉区東粉浜１丁目４番７号　シャトル塚西203号
破産者　竹田　繁浩
1　期日　平成28年４月27日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４号
山梨県中央市西花輪4377番地
破産者　武田明大こと　ＢＡＥＣＨＡＮＧＪＩ
免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
平成28年３月22日
甲府地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２号
愛知県犬山市松本町４丁目56番地
清算株式会社　株式会社タクト
代表清算人　神谷　慎一
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０１６号
東京都世田谷区用賀３丁目26番17号
清算株式会社　株式会社三光
代表清算人　風祭　寛
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときに、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者株式会社リオン・ドールコーポレーション及び協定債権者株式会社リオン・ドールビズ（旧商号株式会社小池）を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部